

京都市告示第 30 号

国民健康保険法第80条の2及び京都市会計規則第43条第1項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、国民健康保険料の収納事務を委託します。

令和6年4月1日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

名称	所在地
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南1丁目8番27号 日新ビル12階
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665-1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー

2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

国民健康保険料及び国民健康保険料に係る延滞金

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和6年4月1日

4 京都市公金収納受託者へ収納事務を委託した日

令和6年4月1日

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)